

第 249 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 2 号

令和 7 年 2 月 4 日かすみがうら市農業委員会告示第 2 号をもって、令和 7 年 2 月 10 日（月）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 249 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 7 年 2 月 10 日（月） 午後 2 時 00 分開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番 石塚 洋二	3 番 豊崎 静代	4 番 中山 峰雄	5 番 佐賀 正治
7 番 齋藤 務	8 番 廣瀬 栄二	9 番 小倉 達也	10 番 宮本 康子
11 番 岡部 正仁	12 番 矢口 明之	13 番 福田 美保	14 番 関 宏幸
15 番 飯田 敬市			

4. 欠席委員

2 番 麻生 登美子 6 番 井坂 孝雄

5. 説明のため出席した者

事務局長 小泉 一司 係長 青山 哲士 主幹 関根 治彦

6. 議事録署名委員

9 番 小倉 達也 10 番 宮本 康子

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

- ⑤ 議案審議について

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について

議案第5号 遊休農地の非農地判断について

午後 3 時 10 分開会

	通り進捗できなくなったためです。 2 件目は、1 月 31 日に行われました、運営委員会にて協議した結果について、ご報告いたします。 1 点目は、令和 7 年 4 月より、いばらき農業委員会女性協議会へ、農業委員 4 名、推進員 3 名の女性委員、合計 7 名を加入します。総会終了後、女性委員は、話し合いを行いますので、よろしくお願いいたします。 2 点目は、机上に配布してあります、議事進行参考マニュアルについてです。毎月の総会で議案審議をしておりますが、改めて議案審議の進め方の再確認をしていただくためお配りしました。また、議事進行参考マニュアル 6 ページの議事参与の制限については、関係機関、近隣市の状況を鑑み、利用権等も議事参与の制限を受けるため、本日の総会より行いますのでよろしくお願いいたします。 以上、ご報告いたします。
議長	次に報告第 1 号から第 3 号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されていますので、事務局説明は省略いたしまして、質疑に入ります。 報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議長	それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 （事務局朗読）

議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
5 番 佐賀 正治	2 月 3 日午前 9 時から霞ヶ浦庁舎において、豊崎委員と中山委員と私、佐賀の 3 名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。 それでは説明いたします。 番号 1 番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 600m 西に位置する畑 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。栗を作付けする計画です。 続きまして番号 2 番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 400m 東に位置する畑 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。梨を作付けする計画です。 続きまして番号 3 番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 500m 北東に位置する田 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。 続きまして番号 4 番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 500m 南に位置する畑 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。飼料作物を作付けする計画です。 続きまして番号 5 番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 600m 北東に位置する畑 2 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です。 続きまして番号 6 番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 200m 北西に位置する田 3 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。

	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 3 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・

議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 3 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 3 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 4 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 4 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 4 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 5 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 5 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 5 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 6 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・

議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 6 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 6 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	以上、議案第 1 号 6 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
3 番 豊崎 静代	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 1 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から約 300m 南東に位置する畑 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして番号 2 番になります。図面番号 2 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から約 400m 北西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

[illegible]

続きまして番号 4 番になります。図面番号 4 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 800m 北西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 5 番になります。図面番号 5 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●から約 200m 南東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 6 番になります。図面番号 6 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●から約 200m 南に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 7 番になります。図面番号 7 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●から約 200m 南東に位置する田 1 筆、畑 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 8 番になります。図面番号 8 番も併せてご覧ください

[illegible]

続きまして番号 9 番になります。図面番号 9 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●から約 400m 東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 10 番になります。図面番号 10 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●から約 800m 南西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設への進入路として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 11 番になります。図面番号 11 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約 100m 南東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 12 番になります。図面番号 12 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●から約 100m 東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 13 番になります。図面番号 13 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●●●から

	約 700m 西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長	次に、番号 3 番について、ご意見、ご質問等ございますか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 3 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 3 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 4 番について、ご意見、ご質問等ございますか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 4 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 4 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 5 番について、ご意見、ご質問等ございますか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 5 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 5 番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長	次に、番号 6 番について、ご意見、ご質問等ございますか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 6 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 6 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 7 番について、ご意見、ご質問等ございますか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 7 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 7 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 8 番について、ご意見、ご質問等ございますか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 8 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 8 番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長	次に、番号 9 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 9 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 9 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 10 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 10 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 10 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 11 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 11 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 11 番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長	次に、番号 12 番について、ご意見、ご質問等ございますか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 12 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 12 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 13 番について、ご意見、ご質問等ございますか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 13 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 13 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	以上、議案第 2 号 13 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 （事務局説明）

議長	事務局説明が終わりました。 はじめに、番号 50-1 番について審議いたします。 12 番 矢口 明之委員が、議事参与の制限となりますので、会議規則第 13 条の規定により、退席をお願いします。 ここで、暫時休憩いたします。 (12 番 矢口 明之委員 退席)
議長	会議を 再開いたします。 番号 50-1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 50-1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 50-1 番は、原案のとおり決定いたしました。
議長	12 番 矢口 明之委員の入室を認めます。 ここで、暫時休憩いたします。 (12 番 矢口 明之委員 入室)
議長	会議を 再開いたします。 次に、番号 50-1 番を除く案件について、審議いたします。 番号 1-1 番から番号 49-2 番、番号 51-1 番から番号 78-1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。
7 番 齋藤 務	確認よろしいですか。今月と来月の総会までが、この対応に即した議案は、その後、終了するのですよね。そのため、今月と来月は大量にあると思っていいのですね。

事務局	期限が切れ再契約や新規契約が多くあれば、今回の様に 3 月の議案も数多くなると思います。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1-1 番から番号 49-2 番、番号 51-1 番から番号 78-1 番について 原案のとおり決定することに賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 1-1 番から番号 49-2 番、番号 51-1 番から 番号 78-1 番は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定につい て」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 はじめに、番号 1-1 番から番号 29-1 番について審議いたします。 3 番 豊崎 静代委員が、議事参与の制限となりますので、会議規則 第 13 条の規定により、退席をお願いします。 ここで、暫時休憩いたします。 (3 番 豊崎 静代委員 退席)
議長	会議を 再開いたします。 番号 1-1 番から番号 29-1 番について、ご意見、ご質問等ございま すか。
4 番 中山 峰雄	豊崎委員の案件を審議するのですよね。議事参与の制限を受ける理 由があるのか。
事務局	豊崎委員が対象になりましたが、合同会社むすびの代表者になりま すので、議事参与の案件となりますので、本人の名前は出てないので

	すが退席となります。
4 番 中山 峰雄	わかりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1-1 番から番号 29-1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 1-1 番から番号 29-1 番は、原案のとおり決定いたしました。
議長	3 番 豊崎 静代委員の入室を認めます。 ここで、暫時休憩いたします。 (3 番 豊崎 静代委員 入室)
議長	会議を再開いたします。 次に、番号 1-1 番から番号 29-1 番を除く案件について、審議いたします。 番号 30-1 番から番号 34-1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。
7 番 齋藤 務	番号 32-2 番なのですが、中間管理事業の案件だと、地権者がなくなっている場合、相続登記していないと管理機構は扱えない様な気がしていたのですが、32-2 番に関しては貸人に相続人の名前がでているのですが。
議長	暫時休憩いたします。
議長	会議を再開いたします。
事務局	中間管理機構での貸借は相続登記が済んでいるのが原則なのですが 2 月 25 日以前は相続人全員に承諾を得ている場合は相続登記をしていなくても、相続人代表で管理機構の利用権を結べます。2 月 25 日以降も、相続人全員に承諾を得ていれば結べます。

7 番 齋藤 務	わかりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 30-1 番から番号 34-1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 30-1 番から番号 34-1 番は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第 5 号 遊休農地の非農地判断について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますか。
1 番 石塚 洋二	2 点お聞きします。毎年、非農地認定し通知して農地から削除している。また、新たに認定になってしまっている農地があるのですが、ここ、2,3 年の傾向として発生しているのが多いのか、非農地の数が減っているのか状況を教えて下さい。
議長	暫時休憩いたします。
議長	会議を再開いたします。
事務局	お答えいたします。非農地は・令和 4 年度 403ha 5,085 筆 ・令和 5 年度 50ha 582 筆 ・令和 6 年度 13.5ha 157 筆となります。緑・黄色で判断したものを合計して荒廃農地と言われるのは・令和 4 年度 388ha 4,063 筆 ・令和 5 年度 327ha 3,321 筆 ・令和 6 年度 316ha 3,156 筆となります。非農地は令和 4 年度に多く判断したため面積筆数共に減少してます。緑・黄色で判断しているものは横ばいで、令和 5 年度、令和 6 年度は減っています。この様な傾向です。

1 番 石塚 洋二	わかりました。通知文をこの後、地権者に発送するかと思います。お願いですが、通知文に、農業委員会に於いて判断したと記載ありますので、法務局での登記手数料が有料か無料の問合せがあると思われるので、その他（3）に有料の場合いくら位か、無料か記載してあれば問合せが少なくなると思われます。
事務局	わかりました。地目変更登記する時に、登記手数料がかかるのか、と言う事かと思います。法務局に確認をして追記したいと思います。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 5 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、議案第 5 号は原案のとおり決定いたしました。
議長	以上で、本日の議案審議は終了しました。
議長	来月の総会は、3 月 10 日（月）午後 2 時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、井坂 孝雄委員、齋藤 務委員、廣瀬 栄二委員です。 日時は、3 月 3 日（月）午前 9 時から、霞ヶ浦庁舎小会議室 2 といたします。 よろしくお願いいたします。
議長	それでは、以上を持ちまして、第 249 回農業委員会総会を閉会いたします。 慎重審議、大変ご苦労様でした。

かすみがうら市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 飯 田 敬 市

署 名 委 員 小 倉 達 也

署 名 委 員 宮 本 康 子